

／ キレイな川を取り戻す ／ 合併処理浄化槽にはそれができる!



市内には、くみ取り便槽やし尿だけを処理する単独処理浄化槽が約40%設置されています。台所や風呂などから出る生活雑排水が処理されないため、河川などの水質汚濁の原因になっています。そこで、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を早急に合併処理浄化槽へ転換できるよう、また、合併処理浄化槽が本来の機能を発揮し続けることができるように、新しい補助制度をスタートさせます。

単独処理
浄化槽・
くみ取り
(約40%)

合併処理
浄化槽
(約60%)

1 補助を受けられる条件

「新築の場合」、「くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合」を問わず、次のことなどを守っていただく方が補助の対象となります。

- 1 市に浄化槽工事業者として登録された「田川市浄化槽登録工事店」が工事すること**
田川市浄化槽登録工事店一覧表は、市のホームページをご覧ください。担当課の窓口に備えています。
- 2 合併処理浄化槽を設置した住民が、維持管理を担う専門業者と継続して「浄化槽維持管理一括契約」を結ぶこと**
合併処理浄化槽を使用している間に契約の解除が判明すると補助金を返還していただくことになります。
- 3 合併処理浄化槽を設置する前の状態を市が確認できること**
くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を撤去する前の状態が確認できなければなりません。

2 合併処理浄化槽への転換に『手厚い補助』

くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、次のような手厚い補助が受けられます。

／ 補助金の上乗せ ／

最大50万円 **10年間継続**

5人槽の場合、従来の補助金33.2万円に上乗せされ、83.2万円が補助されます。

平成31年度から5年目までは50万円、6から8年目は30万円、9・10年目は10万円を上限として上乗せされます。

／ 全ての建物が／
補助対象



※補助金の詳しい内容は、裏面をご覧ください。

3

補助の対象と補助金額

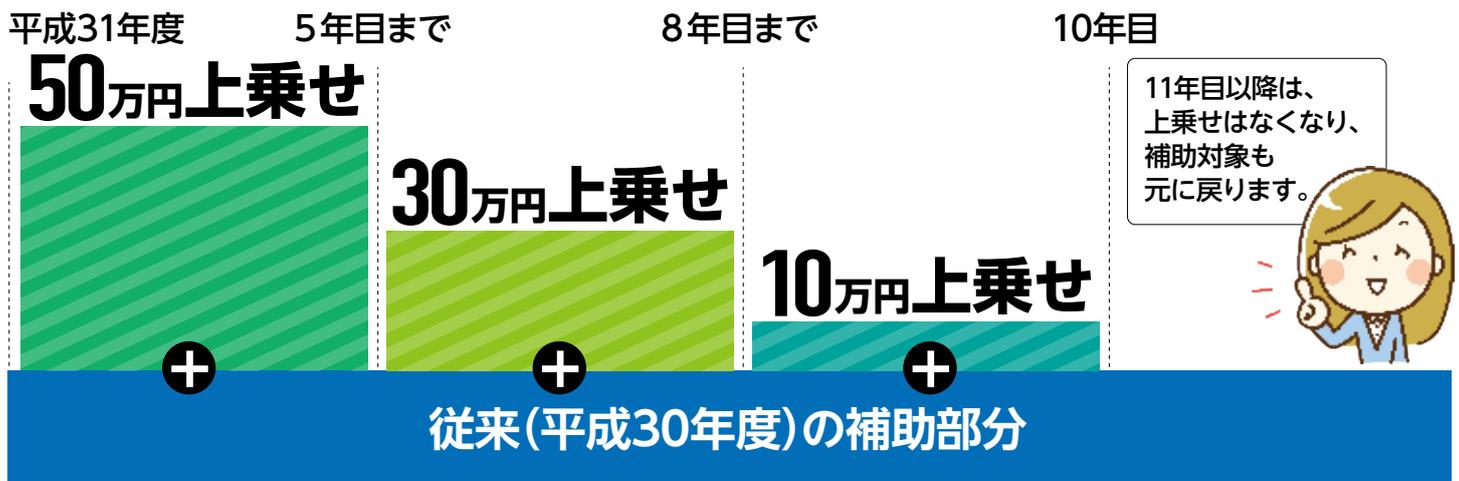
「新築の場合」や「くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合」の補助対象と補助金額は以下のとおりです。

主な補助対象項目	新築の場合	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合			
建物用途	専用住宅	すべての建物用途			
人 槽	10人槽以下	すべての人槽			
本体工事		平成31年～5年目 [上乗せ額] 50万円	6～8年目 [上乗せ額] 30万円	9・10年目 [上乗せ額] 10万円	
	5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
	6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
	8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
	11～20人槽	補助対象外	143.9万円	123.9万円	103.9万円
	21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
	31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上	282.6万円		262.6万円	242.6万円	
撤去・配管		[くみ取り便槽] 撤去：6万円、配管：14万円 [単独処理浄化槽] 撤去：9万円、配管：30万円			

例 くみ取り便槽を撤去して5人槽の合併浄化槽を設置する場合の最大補助金：103.2万円

従来の補助部分 **33.2万円** **+** 31年度からの上乗せ額 **50万円** **+** 撤去・配管 **20万円**
= 103.2万円

くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合



くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合の補助は、上乗せ金額が段階的に減少していく仕組みとなります。

また、11年目以降は、店舗や公民館、アパートなどの専用住宅以外の建物は補助の対象ではなくなります。

POINT くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、5年以内がお得です。